

HOKKAIDO不登校対策プラン



HOKKAIDO
BOARD OF
EDUCATION

令和6年3月 北海道教育委員会

目次

はじめに	1
I 不登校児童生徒への支援の基本的な考え方	2
II 本道の公立学校における不登校の状況と課題	4
1 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果(文部科学省)	4
2 児童生徒の欠席に対する対応状況等に関する調査結果【令和5年(2023年)11月末】(道教委) ...	10
3 令和2年度不登校児童生徒の実態調査結果(文部科学省)	11
4 不登校の要因の聴き取り(道教委)	14
III 対策プランについて	16
対策プラン01 学校の風土を「見える化」し、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする	18
対策プラン02 心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援する	19
対策プラン03 学びの場を確保し、学びたいときに学べる環境を整備する	20
対策プラン+α 実効性を高める取組	21

参考資料

・[不登校支援ガイドブック](#)

・[不登校支援ポータルサイト](#)

はじめに

不登校児童生徒への支援については、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等に基づき、学校、市町村教育委員会、関係機関等において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきています。

一方で、近年、不登校児童生徒数が増加し、令和4年度(2022年度)の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)では、本道の公立小・中・高等学校を合わせると約1万3,000人に上り過去最高となるなど、生徒指導上の喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、北海道教育委員会(以下「道教委」という。)では、国の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)を参考として、「不登校により学びや支援にアクセスできない子どもたちをゼロ」にすることを柱とした「HOKKAIDO不登校対策プラン」を策定し、今後順次、各市町村教育委員会及び各学校と連携し、不登校対策の一層の充実に取り組むこととしました。

各市町村教育委員会及び各学校においては、本プランの趣旨等について御理解いただき、家庭、地域社会、関係機関等とも連携し、できる取組から速やかに推進していただくようお願いします。

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)における「不登校」の定義

- 「不登校」は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、下記「病気」や「経済的理由」、「その他」による者を除く。)
 - ・ 「病気」は、本人の心身の故障等により、入院、通院、自宅療養等(医療機関の指示のほか、周囲の者が判断する場合も含む。)のために欠席した者
 - ・ 「経済的理由」は、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で欠席した者
 - ・ 「その他」の具体例は、保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、外国での長期滞在、国内・外への旅行、出席停止や忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者など

